

お知らせ

人材育成基金活用推進事業 の申請を受け付けします

セールス戦略課ふるさとプロモーション係
(☎ 23 - 3042)

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自ら考え、自ら行う地域づくり事業に対して補助金の交付を通じ支援しています。なお、事業の申請をご検討される場合は必ず事前に事業内容を相談のうえ、申請書を提出ください。

補助対象事業（令和5年度中に実施する事業）

- (1) 教育、文化、産業等における調査研修事業
自己形成のための自主計画による調査及び研修事業。国内3日以上、国外5日以上。
- (2) 人的交流・文化的交流・経済的交流等事業
スポーツや文化・経済活動による交流事業。国内3日以上、国外5日以上。
- (3) 講演会等開催事業
地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会や講習会等を対象とし、内容や効果が地域や住民に広く還元されるもの。

補助対象者

当別町に1年以上在住または勤務している者、これらの者で構成する団体

補助率

- (1) (2) 補助率：補助対象経費の2/3以内
 - (3) 補助率：補助対象経費の1/2以内
- ※各事業ごとに対象経費や補助限度額がありますので、必ずご相談ください。

申請期限

4月14日（金）【必着】

申請方法

当別町人材育成基金の活用推進事業補助金交付申請書、補助金交付要望事業の概要調書、その他添付資料を作成のうえ、役場セールス戦略課まで提出してください。なお、申請書等は、セールス戦略課窓口または町HP、右記QRコードから入手できます。



審査・内定

申請書類をもとに審査し、お知らせします。

広 告

広 告

広 告

お知らせ

確定申告を受け付けています

日程・必要書類等
役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）
所得税の内容等
札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）

確定申告に関する詳細は、広報とうべつ令和5年2月号のP10～P11に掲載しています。

令和4年分の確定申告および住民税申告の受付を行っています。申告される方は下記の受付日と会場をご確認のうえ、お越しください。都合の悪い方は、別日に申告することも可能です。

* 新型コロナウイルス感染防止対策

- ・町内の感染状況等に応じて受付の制限を行う場合があります。
- ・役場庁舎入口での検温および手指消毒にご協力ください。
- ・必ずマスクを着用してください。
- ・せき、発熱（37.5度以上）などの症状がある方や体調がすぐれない方は、申告日を変更するなどご協力ください。
- ・申告会場の混雑状況はホームページで確認できます。（右記QRコードからも確認できます）



受付日	行政区		会場
	9時30分～11時45分	13時～16時	
3/1	水	スウェーデンヒルズ 太美北	西当別 コミ セン
2	木	太美東・太美西 獅子内・太美スターライト	
3	金	太美南 当別太・高岡	
6	月	栄町・万代町	役場 大会 議室
7	火	北栄町	
8	水	川下右岸・川下左岸・対雁	
9	木	若葉・弥生	
10	金	緑町・東町	
13	月	下川町・六軒町	
14	火	春日町・みどり野	
15	水	錦町・美里	

※3月3日までの申告会場は、西当別コミュニティーセンターです。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

広 告

広 告

広 告

自動車・軽自動車の住所変更等は3月末までです

税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

自動車税種別割

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しによる住所変更、自動車の売買、自動車を使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。

問 北海道運輸局札幌運輸支局 (☎ 050 - 5540 - 2001)

住所変更の手続き

納税通知書を確実にお届けするために、住所変更の手続きを3月31日までに行ってください。手続きが間に合わない場合は、道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から送付先の変更をお願いします。

問 札幌道税事務所自動車税部 (☎ 011 - 746 - 1190)

軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、住所変更、譲渡等の手続きは3月31日までに行ってください。

所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税種別割は、月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになります。

<手続きを行う機関>

○ 125cc以下の原動機付自転車
○ 小型特殊自動車 (トラクタ、ホイールローダ等)
○ ミニカー (三輪以上 20cc超 50cc以下)
※ 廃車手続きの場合、ナンバープレートを持参ください。
※ 札幌99から始まる車両番号の車両は役場での手続き後、北海道運輸局札幌運輸支局にて別途手続きが必要です。

申告 役場税務課税務係

○ 三輪及び四輪以上の軽自動車
(「札幌500(400)～」ナンバーなど)

申告 軽自動車検査協会札幌主管事務所 (札幌市北区新川5条20丁目1番21号・☎ 050 - 3816 - 1763)

○ 二輪の軽自動車
(126cc～250cc、「1札幌(札)～」ナンバー)
○ 二輪の小型自動車 (250cc超、「札幌～」ナンバー)

申告 北海道運輸局札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001)

広告

広告

広告